

代議員選挙の実施について

(公社) 日本セラミックス協会 代議員選挙管理委員会

正会員各位

本会の定款では、代議員が、法令上の社員となり、総会の構成員として議決権を持つと定められており、代議員の選任は、全正会員（個人会員及び特別会員）からの立候補および推薦に基づく代議員候補者を全正会員の信任投票により選出することとなっております。任期は、定款により 2018 年 6 月定時総会終了後～2020 年 6 月定時総会終了までとなります。

各支部の代議員候補者推薦委員会は、①立候補者、②連名推薦候補者、③委員会選考候補者のうちから支部代議員定数内の代議員候補者を代議員候補者一覧表（セラミックス誌 12月号 851 ページ）の通り選出しました。

代議員選任規程に基づき信任投票を行うため、選挙権のある定款で定める正会員により不信任投票を行います。正会員には投票用ハガキをお送り致しましたので、160名の候補者の中で不信任としたい候補者がある場合は、一覧の候補者番号を確認の上、投票用ハガキの該当する候補者番号に×印をお付けください。

なお、不信任としたい候補者がいない場合はご投票頂く必要はありません。投票用ハガキの返信締めきりは 2018 年 1 月 31 日必着とさせていただきます。

代議員選任規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第6条第2項に定める代議員の選任について定める。

(定数)

第2条 代議員の定数は150人以上160人以内とする。

2 代議員は、代議員選挙実施年度の4月1日において各支部に在籍する正会員数に、代議員の定数を比例配分して、支部ごとに選任数（以下、支部代議員定数という。）を算出する。

3 正会員の所属支部は細則第2条第2項の定めるところによる。ただし、本部直属の海外在住正会員については、本部の所在地が東京であるので、関東支部所属として取り扱う。

4 選挙実施年度ごとに、選任する代議員定数及び支部代議員定数を理事会で決定する。

(代議員候補者推薦委員会の設置)

第3条 各支部は、支部ごとに代議員候補者推薦委員会を設置し、委員長及び委員の氏名・所属を選挙実施年度の6月末までに会長に報告する。

(代議員候補者)

第4条 正会員は所属する支部の20名以上の正会員の推薦を得て代議員候補に立候補することが出来る（以下、立候補者という。）

2 正会員は35名以上の連名で1名の代議員候補者（以下、連名推薦候補者という。）を所属する支部の代議員候補者推薦委員会に推薦することが出来る。

3 支部の代議員候補者推薦委員会は、支部所属の正会員の中から代議員候補者（以下、委員会選考候補者という。）を選考する。

4 支部の代議員候補者推薦委員会は、立候補者、連名推薦候補者及

び委員会選考候補者のうちから、支部代議員定数内の代議員候補者を選出し、選挙実施年度の8月末までに氏名・所属を会長に提出する。

5 各支部の代議員候補者推薦委員会から推薦された代議員候補者は、以後支部を移動してもその権利と義務を有するものとする。

(代議員の選任)

第5条 代議員は、代議員候補者の中から正会員による選挙で選任する。

2 代議員の選任は西暦奇数年度に実施する。

3 選任は、候補者のうちの不信任者に印をつけることにより行う。不信任票数が選挙実施年度の4月1日における有権者総数の2分の1を超えたものを除き代議員に選出（仮）されたものとする。

4 正会員は、所属する支部によらず、全ての候補者について意思表示することが出来る。

5 正会員は、第3項の規定にかかわらず、候補者以外の正会員氏名を追加記載することにより投票することが出来る。追加記載による得票数が候補者の最下位の信任票数を超えた者は、その候補者と入れ替わって代議員に選出（仮）されたものとする。ただし、候補者の信任票数は、選挙実施年度の4月1日における有権者総数から不信任票数を差し引いた値とする。

(選挙の管理)

第6条 会長は、代議員の選挙管理を公正、円滑に遂行するため選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会は代議員の選挙を実施する。

(選挙管理委員会)

第7条 選挙管理委員会は以下の5名の委員によって組織する。

(1) 選挙が行われる年の定時総会

をもって退任する理事の中から理事会が選出した者 3名

(2) 会長が監事の中から指名したものの 2名

2 前項の委員の任期は選挙の行われる年の9月1日から当該年度定時総会の終了までとする。

3 委員会に、委員の互選により選ばれた委員長 1名を置く。

4 委員会の議事は半数以上が出席した委員会（議決権の代理行使を認める）で、出席委員の過半数をもって議決する。

5 委員が代議員候補者になった場合、選挙結果が確定するまで委員の資格を停止する。

6 委員に欠員が生じ、会長が運営上支障があると認めた場合は、会長は第1項の定めによらず正会員の中から期間を決めて臨時に委員を委嘱することができる。

(代議員の決定)

第8条 選挙管理委員会委員長による投票結果の会長への報告をもって代議員選挙は終了し、選挙終了後最初の定時総会の承認をもって代議員が選任されたものとする。

(代議員の補欠)

第9条 代議員の数が定款で定める代議員定数を下回った場合、欠けた代議員の所属する支部より候補者を選考し、同様の信任投票をもって選任する。この場合、代議員の任期は前任者の残任期間とする。

附則

1. この規程の改廃は理事会の決議を経て総会での承認を得なければならない。